

ODA のあり方に関する検討
(NGO からの意見と最終とりまとめにあたっての考え方)

平成 22 年 8 月 外務省国際協力局

NGO からの意見	考え方
MDGs、社会開発分野への予算配分の数値目標を設定すべき	●MDGs への貢献は、重点分野の一つ（かつ一番目）に位置づけている。（8 頁 5－1） ●特定分野への支援に関する数値目標の設定については、案件規模は BHN 関連の案件に比べてインフラ案件のほうが大きくなりがちであるなど、援助量の配分割合は必ずしも政策的重点度を計る指標とはなるわけではない。
ODA の質と量を拡充すべき。対 GNI 比 0.7%目標を明記すべき。	●量については、ODA の拡充に向けた努力として記述あり。（31 頁 11－1） ●質については、今回の見直しの結果を着実に実施していくことで、質の向上を図る。
ODA の実施の基準として「国際交渉への姿勢」を含めるべきではない。	●援助対象国の国際場裡における姿勢は、判断基準の例示であるが、重要な要素となる場合がある。他方、この要素のみで実施の可否を決めるわけではない。（9 頁 6－1－1①）
・プログラム化と成果（アウトカム）ベースの評価を進めるべき。 ・プログラム化においては、財政支援の活用や脆弱なコミュニティへの支援も取り込むべき。	●プログラム・アプローチの強化を明記。（9 頁 6－1－2） ●成果重視への転換を明記。（11 頁 6－2－1） ●プログラム・アプローチの強化の具体的制度設計はこれからなので、現時点で、財政支援の活用等のみを明記することはできない。
NGO との連携を強化すべき。現場の事業における包括的連携や政策における連携を強化すべき。	●現地のプロジェクトにおける NGO と連携した援助の手法の新たな創設を明記。（19 頁 6－5－3④） ●NGO を含む関係各界との対話の強化を明記。（16 頁 6－5－1）
東京のみならず、幅広い地域において市民や NGO の声を聞くべき。	●経済界、NGO、有識者等のあらゆる関係者が参加する開発協力フォーラムは、地方でも開催する。（16 頁 6－5－1①） ●地方の NGO が開催するフォーラム等を積極的に支援することを明記。（17 頁 6－5－1③）

	●JICA の地方拠点も活用し、地方における国民参加や発信を強化する。(27 頁 9－2－2)
現地 ODA タスクフォースへの NGO の参加を実現すべき。	●現地における NGO 等との対話・協力は強化していく考え。そのため、現地 ODA タスクフォースと現地日本企業や NGO との間でワークショップの頻度を上げることが明記。(14 頁 6－3)
国民の理解・支持を促進するためには、国民参加の拡大、市民主体の開発教育への支援が重要。	●市民主体の開発教育への支援を明記。(27 頁 9－2－1) ●また、当初は「9－1. 「見える化」の徹底」と「9－2. 国民参加と共感の拡大」の順番となっていたものを入れ替え。 ●同時に、ODA 広報の JICA への一元化の記述は、JICA が排他的に広報・開発教育を実施するかのような誤解を与えたため、効率化を旨とすることを明らかにするために修正。
外務省・JICA 幹部レベルに外部専門家を登用すべき。	●NGO で経験を積んだ人材の外務省への登用・採用に取り組むことを明記。(18 頁 6－5－3)
独立評価局の設置等、評価の実施・体制を強化すべき。	●外務省では、ODA 評価部門の独立性を強化するため、外部人材の登用や政策部門からの分離に取り組む。(15 頁 6－4－1) ●過去の教訓を活かす体制の整備を明記 (15 頁 6－4－2)。
除外リストを設定すべき (軍事費が極端に多い国での事業、軍の関与がなければ事業の実施が困難な事業、熱帯モンスーン地帯における大貯水池事業、分水嶺をまたいだ水の移動を伴う大規模な水力発電事業等 10 分野を除外)	●除外リストの設定は、リストにない案件なら何でも実施可能と解釈されかねないため、逆に弊害が大きい。 ●むしろ、個々の案件に応じ、環境社会配慮ガイドラインの着実な実施や評価の改善によって、過去の失敗・教訓を将来の案件形成・審査等に着実に活かすというきめ細かな対応が重要。(15 頁 6－4)
中進国向け円借款の分野拡大、ODA 卒業移行国向け円借款は、OOF で対応すべきではないか	●中進国向け円借款の分野拡大、ODA 卒業移行国向け円借款ともに、OOF を代替するものではない。商業性のある案件については円借款の対象としないように特に留意しつつ、援助ニーズに応じて検討・供与するもの。なお、他ドナー（世銀や ADB）は中進国だからといって支援分野を限定することはしておら

	ず、また、ODA 卒業移行国向けにも支援を行っている。(11-12 頁 6－2－3②)
過去の ODA の検証を行うべき。	●個別案件についての検証は、今後とも、ODA 評価の中でしっかり取り組んでいく。そのためにも、評価の改善を明記。(15-16 頁 6－4) ●我が国の ODA 全体の功罪の検証については、今後、ODA に関する調査研究活動の中で研究対象として取り上げることや、各種意見交換等の場で議論することにより、検証を進めていくのが適当。
・ジェンダーの視点の主流化を明記すべき。 ・障害者への配慮を明記すべき。	●これまでも、ODA の政策立案・実施にあたって社会的弱者の状況等を考慮しており、新たな対応を取るものではないため、あえて明記してはいない。
途上国の市民社会支援に取り組むべき。	●官民の合同資金による途上国の市民社会支援のための基金設立のアイデアについて、NGO と意見交換しつつ検討することを明記。(19 頁 6－5－3. ②)
人間の安全保障の考え方を徹底すべき。	●人間の安全保障の実現や、人間の安全保障について国際的な議論を深め、普及を図る旨を明記。(8 頁 5－1、20 頁 7－1－1)
成果重視への転換にあたっては、短期的な評価になじまない取組も存在するため、慎重に評価の枠組みを決定すべき。	●成果重視への転換は、援助投入量だけではなく、途上国の開発課題の改善に成果が得られることを重視するものであり、短期間で成果を得ることのみを目的とするものではない。また、具体的な成果指標については今後検討していくこととしている。
基本法を制定すべき。	●ODA の理念や基本方針は ODA 大綱に明記。
「国際協力省」を設置すべき。	●新たな組織をつくることは、かえって調整コストが高くなり、戦略的で効果的な政策立案・実施を損なうおそれがある。

(了)